令和5年4月1日改正大玉村農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正 法が平成 28 年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化 の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

大玉村においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地では、山林に隣接した農地や桑畑跡地などが多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下、「推進委員」という。)が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、大玉村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を下記のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する福島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する大玉村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

- 1. 遊休農地の発生防止・解消について
- (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状			
(令和5年3月)	1,602 ha	25.1 ha	1.5 %
3年後の目標			
(令和8年3月)	1,585 ha	15.8 ha	1.0 %
目 標			
(令和10年3月)	1,570 ha	7.8 ha	0.5 %

注1:農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が地域(平地農業地域、中山間地域等)によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

# (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 利用状況調査(農地パトロール)と利用意向調査の実施について
- 農業委員と推進委員のチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条 第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32 条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施に ついて協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農 地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・ 早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調 査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査は、利用状況調査を基に結果を集計し、毎年 11 月末日まで に、利用意向の確認を行う。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を 行う
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の精度の向上と公表の迅速化を図る。

## ② 農地中間管理機構との連携について

○ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構へ の貸付け手続きを行う。

#### ③ 非農地判断について

○ 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に 応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

## (1)担い手への農地集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状			
(令和5年3月)	1,602 ha	519 ha	32.4 %
3年後の目標			
(令和8年3月)	1,585 ha	811 ha	51.2 %
目 標			
(令和10年3月)	1,570 ha	1,000 ha	63.7 %

注1:農業委員会の区域内の農地利用集積目標が地域(平地農業地域、中山間地域等)によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

# 【参考】担い手の育成・確保

		担い手			
総農家数		認定農業者	認定新規就	基本構想水準	特定農業団体
	(うち、主業農家数)		農者	到達者	その他の集落
					営農組織
現  状	709 戸	83 経営体	0 経営体	21 経営体	0 団体
(令和5年3月)	(202戸)	03 柱呂平	0 柱呂倅	21 准吾件	0 団件
3年後の目標	700 戸	87 経営体	1 経営体	22 経営体	0 団体
(令和8年3月)	(190戸)	01 性哲学	1 性音件		0 団件
目 標	690 戸	90 経営体	2 経営体	23 経営体	0 団体
(令和10年3月)	( 180 戸)	90 怪呂(4)	2 経呂平	23 腔呂仲	0 四件

- 注1:「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、 それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。 また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。
- 注2:「総農家数(うち、主業農家数)」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。
- 注3:目標数値は、村担当部局と調整の上、記入する。
- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法
- ① 「地域計画」の作成・見直しについて

○ 農業委員会として、地域(1集落や数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

## ② 農地中間管理機構等との連携について

○ 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

## ③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

# ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て 農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用 に努める。

#### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

#### 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)
(新規参入者取得面積)	(新規参入者取得面積)

現    状		2 人		0 法人
(令和5年3月)	(	0.4 ha)	(	0 ha)
3年後の目標		4 人		0 法人
(令和8年3月)	(	0.8 ha)	(	0 ha)
目標		5 人		0 法人
(令和10年3月)	(	1.0 ha)	(	0 ha)

注:新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営対数を試算する。

# (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

### ① 関係機関との連携について

○ 都道府県・全国の農業ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の 農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(個人・法人)を把握し、必 要に応じて現地見学や相談会を実施する。

## ② 新規就農フェア等への参加について

○ 市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に 参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォロー アップ体制を整備する。

### ③ 企業参入の推進について

○ 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な 手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進 を図る。

### ④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○ 農業委員及び推進委員は、新規参入者(個人、法人)の地域の受入条件の整備 を図るとともに、後見人等の役割を担う。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

大玉村において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的 に利用していくため、大玉村農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力